

2-4 都市環境

(1) 都市景観

◇ 基本的な考え方 ◇

鬼ノ城，吉備路をはじめとする歴史的景観や，高梁川及び槇谷川，山間部の森林等の自然景観，平地部に広がる田園景観や里山景観は本市の貴重な景観資源です。これらの資源を市民の共有財産として守り育てていくとともに，地域特性に応じた良好な街なみ景観の形成を目指します。

このため，市民の景観に対する関心を高め，官民一体による取り組みの推進を図ります。

① 景観行政の推進

- ・ 景観行政団体となることを目指すとともに，景観計画を策定し，これに基づく地域特性を活かしたまちづくりを進めます。
- ・ 市民にうおいを与える自然環境や古代吉備文化の薫る歴史的景観の保全意識を高めるための取り組みを展開し，多くの市民の参加を促します。
- ・ 景観づくりに対する市民の自主的な取り組みへの支援を行うとともに，建築協定や地区計画等，良好な景観誘導のための制度を活用しつつ，住民，事業者との協働による統一感のある街なみ形成を推進します。

② 歴史的景観の保全・活用

- ・ 吉備路風土記の丘県立自然公園周辺，鬼ノ城周辺，三輪山・福山周辺，一丁ぐろ古墳群周辺は，本市を代表する歴史的景観を有しており，地域の実情に応じた適切な手法により環境，景観の保全を図ります。
- ・ 吉備路の歴史的景観を次世代に伝えるため，県や近隣市との連携を強化するとともに，開発行為や屋外広告物の掲出等に対する的確な指導・助言を市民の協力のもとに行います。
- ・ 旧山陽道沿いの格子戸や白壁等の町家風建物が並ぶ山手宿の街なみ景観や備中国分寺の五重塔をはじめとする歴史的建造物・遺構の保全を図るとともに，景観に配慮した建築物の誘導を進めます。
- ・ 備中国分寺周辺・福山の史跡保存及び整備・活用を図るなど，歴史的景観の保全に努めます。
- ・ 鬼ノ城周辺の北の吉備路では，地域の特性を取り入れた特色ある整備を行うとともに，鬼城山ビジターセンター及び歴史的文化的遺産等のネットワーク化のもと，自然環境と古代吉備の文化財が融合したフィールドミュージアム※としての活用を図ります。

※フィールドミュージアム：その土地の歴史・風土・文化そのものを博物館に見立て，地域全体が展示，活動の場となり住んでいる人と訪れた人が互いに地域の価値を発見していく仕組みや取り組みのこと。

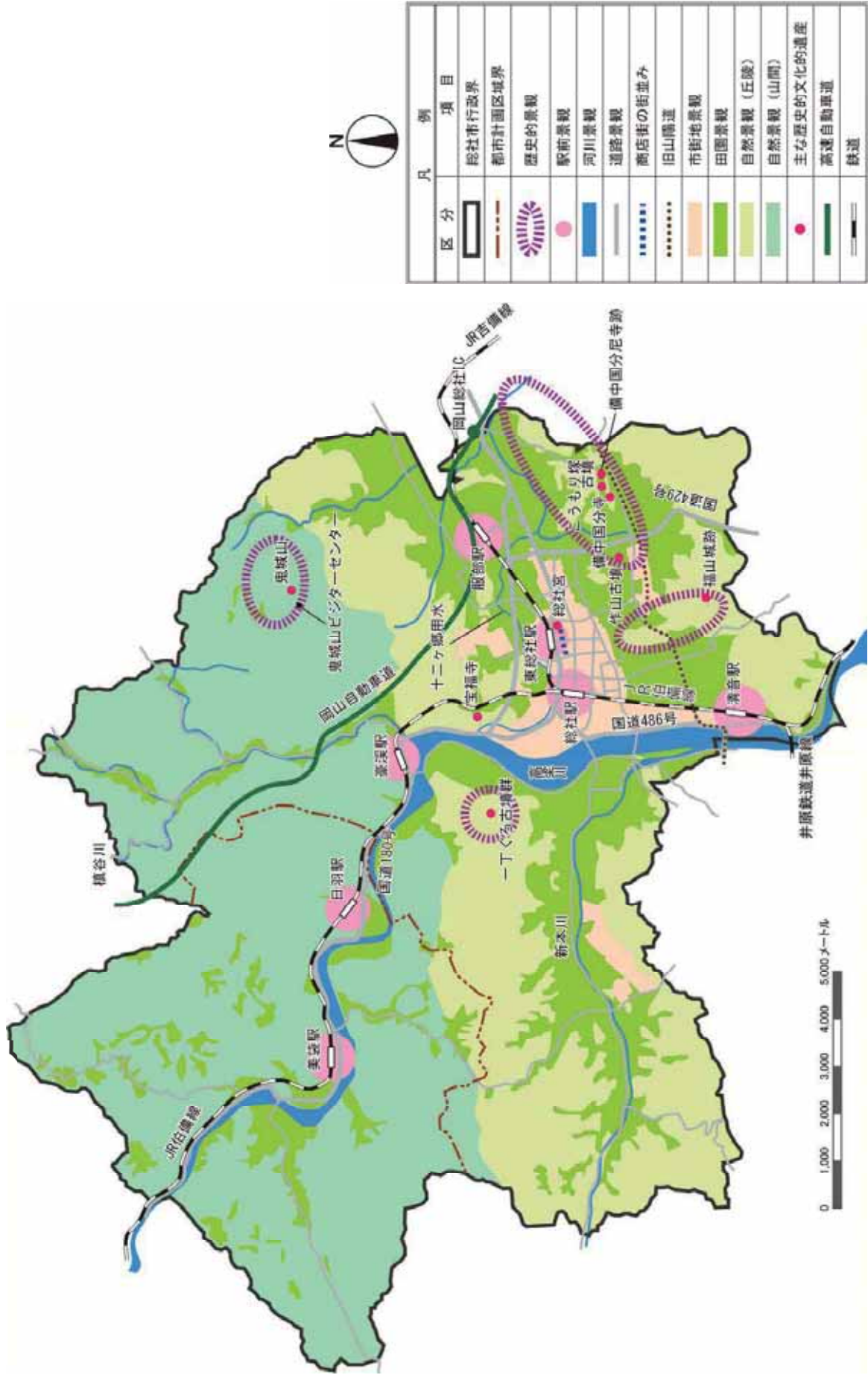
③ 市の顔，地域の玄関口となる景観づくり

- ・市街地中心部においては，本市を訪れる人々に美しく魅力ある都市を印象付けるため，駅前から市役所にかけて総社流デザインに統一した街路照明の整備や駅前周辺並びに幹線道路における電線類の地中化，屋外広告物等の規制・誘導を図ります。
- ・その他の各駅周辺においても，街並みと背景となる自然環境との調和に配慮するなど，地域の玄関口にふさわしい景観の形成を図ります。

④ 地域にふさわしい景観づくり

- ・高梁川，槇谷川や山間部の森林，丘陵等の自然景観，鬼ノ城や吉備路をはじめとする歴史的景観，十二ヶ郷用水周辺，新本川流域に広がる田園景観等，地域の特性に応じた特色ある景観の保全を図ります。
- ・市街地については，地区計画及び緑化協定，建築協定の導入等により，快適でうるおいのある都市景観の創出に努めます。
- ・総社宮の門前町等の商店街通りについて，地域に密着した魅力的な街並みの維持・向上に努めます
- ・市街地周辺地域については，里山の保全及びれんげ・菜の花・花しょうぶ等の景観作物の育成等，豊かな自然や田園景観と調和の取れた景観を保ちます。
- ・道路及び河川・水路等の整備では，自然のままに残す工法や景観に配慮したデザインの導入を推進します。
- ・市の花，市の木であるれんげ，もみじについて市民への普及・啓発に努め，これらを活かしたうるおいのあるまちづくりを進めます。

【都市景観の方針】



(2) 自然環境

◇ 基本的な考え方 ◇

丘陵、森林、水辺などの優れた自然環境を保全し、生物多様性の維持に努めるとともに、自然とのふれあいや環境学習の場として活用します。

計画的な土地利用の推進による自然環境の保全はもとより、自然環境の回復に向けた取り組みも含めて計画的に推進します。

また、自然環境の実態の把握や情報提供を行うとともに、市民参加による自然保護活動の拡充や市民意識の高揚に関する取り組みを積極的に進めます。

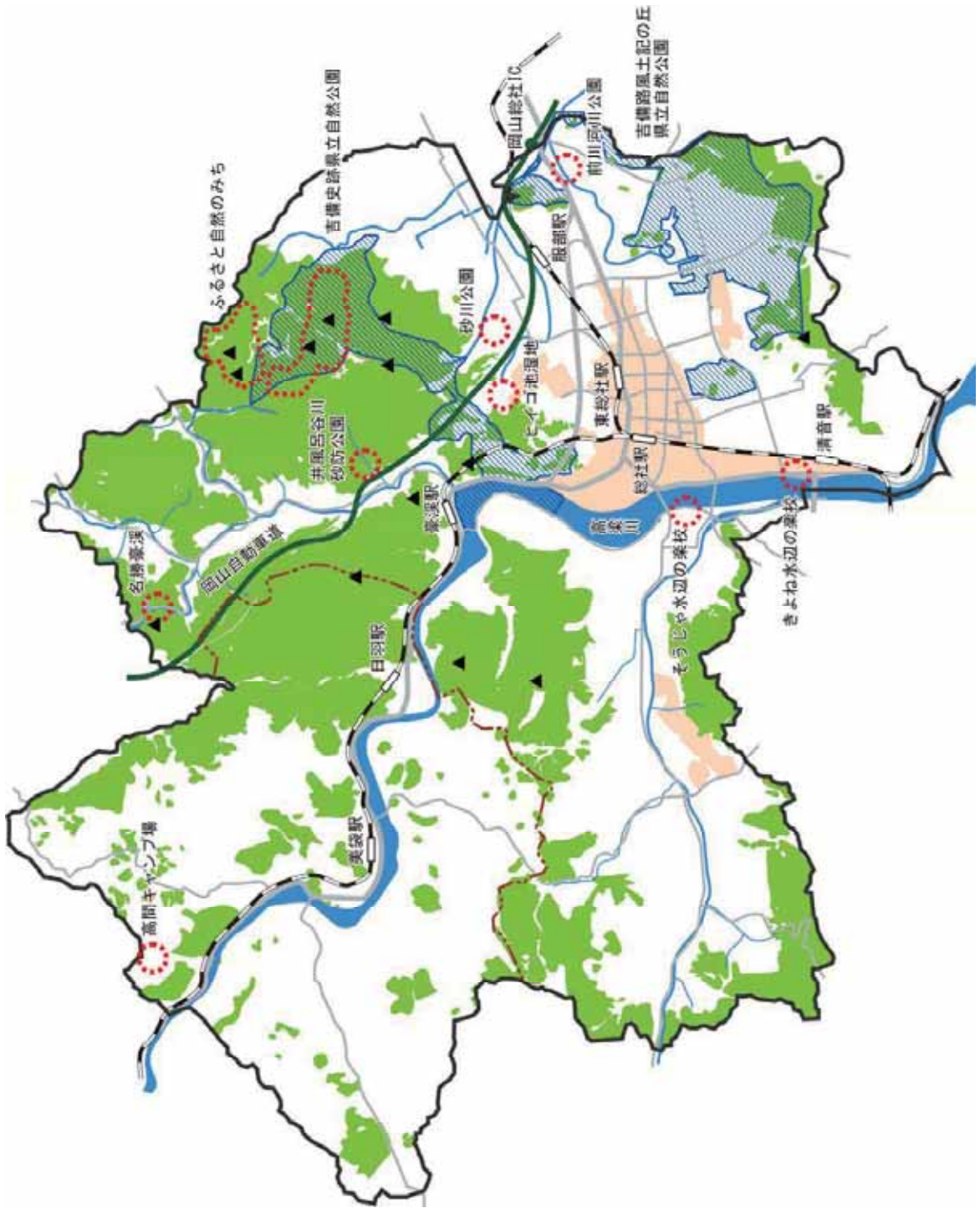
① 優れた自然環境の保全・活用

- ・ 吉備路風土記の丘、吉備史跡の両県立自然公園をはじめ、丘陵地に広がる緑の保全と活用を図ります。
- ・ 「高梁川下流域地域森林計画」「総社市森林整備計画」に基づき、森林の整備を進め、荒廃山林の復旧に努めるとともに、名勝豪渓をはじめとする多様な自然資源を活かした自然観察・レクリエーションの場として活用を図ります。
- ・ 山間部や丘陵部の道路整備については、地域の自然環境との共存・調和に配慮します。
- ・ 高梁川をはじめとする河川やため池等の水辺については、水質汚濁の防止、水質浄化等に努め、生きものの生息に適した水辺環境の創出を図るとともに、親水空間としての活用を図ります。
- ・ 里山や農地、社寺林等については、住民が身近に自然と接することのできる空間として、適切な保全・活用策を検討します。
- ・ 環境保全条例に基づき、恵まれた自然環境の中で、生物が生息できる環境を守るとともに、現状の生物種数を維持し、自然生態系の保全に努めます。
- ・ 市内全域の植物の実態調査とデータベース化を進め、自然保護に役立てるとともに、トキソウ、サギソウ、ハッチョウトンボ、スイゲンゼニタナゴ等希少生物の生育・生息地の保護に努めます。

② 市民の自然保護意識の高揚

- ・ ふるさと自然のみち、ヒイゴ池湿地を中心に、自然観察会等の自然とふれあう活動を充実し、自然環境保全についての市民意識の高揚を図るとともに、花いっぱい運動の推進等市民による自主的な自然保護活動との連携を図ります。
- ・ そうじゃ水辺の楽校、きよね水辺の楽校、井風呂谷川砂防公園、砂川公園、前川河川公園、ふるさと自然のみち等の既存施設の有効活用や森林の持つ多面的な機能を活かした自然とのふれあい、環境学習の実施等の市民の自然保護意識を高める機会の充実を図ります。

【自然環境の方針】



(3) 都市環境

◇ 基本的な考え方 ◇

深刻化する地球環境問題に対応するため、自然環境の保全、快適環境の創造に取り組むなど、環境への負荷の少ない持続発展可能な循環型都市づくりや低炭素型の都市・地域づくり、自然環境と調和し共生するまちづくりを目指します。

- ・ 環境基本条例に規定する環境基本計画に基づき、環境施策の総合的な展開を図るとともに、市と市民と事業者との協働により、省エネルギー、省資源、環境共生等に配慮した環境にやさしい都市づくりを進めます。
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）に基づく、「低炭素まちづくり計画」を検討し、都市機能の集約化による歩いて暮らせるまちづくりや、バス路線、LRTの整備検討等による公共交通機関の利用促進、再生可能エネルギーの推進等により、CO₂排出量の削減に取り組みます。
- ・ 新規開発事業における環境アセスメントを徹底するとともに、市内での開発や建築に際して、環境配慮の視点が重視されるよう啓発を進めます。
- ・ 道路、河川、水路等の公共施設の整備にあたっては、自然環境や景観に配慮した工法を採用し、自然と調和した工事を進めるように努めます。
- ・ 水質汚濁防止のため、公共下水道、浄化槽、農業集落排水施設の整備を推進し、生活排水の浄化を図るとともに、児島湖流域においては、水質浄化の啓発事業を推進します。
- ・ 公害防止組織の整備や公害防止協定締結企業の拡大に努め、環境負荷の低減、公害発生の予防に努めます。
- ・ 環境保全活動や環境美化に関する市民の自主的な活動を支援するとともに、学校教育、社会教育の場での環境教育を推進するなど、市民意識の向上に向けた啓発に努めます。